

## ○徳島市緑化条例

昭和49年3月30日  
条例第23号

## (目的)

第1条 この条例は、緑にみちた自然環境が、住民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいてきわめて重要であることにかんがみ、市と住民が一体となつて樹木の保全育成に努めることにより、本市の緑化を推進し、もつて市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## (本市の責務)

第2条 本市は、緑にみちた自然環境を確保するため、樹木の保全と緑化の推進に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

## (事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動の実施にあつて、緑にみちた自然環境が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、本市が実施する樹木の保全と緑化の推進に関する施策に協力しなければならない。

## (住民の責務)

第4条 住民は、緑にみちた自然環境が確保されるよう自ら努めるとともに、本市が実施する樹木の保全と緑化の推進に関する施策に協力しなければならない。

## (緑化計画)

第5条 市長は、第1条の目的を達成するため、第16条に定める審議会の意見を聞き、緑化計画を策定し、その実施に努めなければならない。

2 前項の緑化計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 緑化に関する基本方針

(2) 緑化推進に関する計画

## (保存樹木等の指定)

第6条 市長は、規則で定める基準に該当する樹木又は樹木の集団（以下「樹木等」という。）のうち、緑にみちた自然環境の確保又は美観風致を維持するために特に必要があると認めるものを、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の同意を得て、保存樹木又は保存樹林（以下「保存樹木等」という。）として指定することができる。

2 所有者等は、市長に対し、前項の規定による保存樹木等の指定をすべき旨を申請することができる。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を当該保存樹木等の所有者等に通知しなければならない。

4 第1項の規定は、次の各号に掲げる樹木等については適用しない。

(1) 法令又は徳島県条例により何らかの規制措置が講じられている樹木等

(2) 国又は他の地方公共団体の所有又は管理に係る樹木等

## (標識の設置)

第7条 市長は、保存樹木等の指定をしたときは、これを表示する標識を設置しなければならない。

## (保存の義務)

第8条 所有者等は、保存樹木等について、枯損の防止その他保全に努めなければならない。

2 何人も、保存樹木等が大切に保存されるように協力しなければならない。

## (助言等)

第9条 市長は、所有者等に対し、保存樹木等の枯損の防止その他保全について、必要な助言及び援助をすることができる。

## (届出)

第10条 所有者等は、非常災害のために必要な措置として行う場合を除き、保存樹木等を伐採し、又は譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

2 所有者等は、保存樹木等が滅失し、又は枯死したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

## (変更措置)

第11条 市長は、前条第1項の届出があつた場合は、保存樹木等を保存する観点からその変更を求めることができる。

## (指定の解除)

第12条 市長は、保存樹木等が第6条第4項各号の一に該当するに至つたとき、又は保存樹木等について滅失、枯死等によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその指定を解除しなければならない。

2 市長は、公益上その他特別の理由があるときは、保存樹木等の指定を解除することができる。

3 所有者等は、市長に対し、保存樹木等について前項の規定による指定の解除をすべき旨を申請することができる。

4 第6条第3項の規定は、第1項又は第2項の規定により指定を解除する場合について準用する。

(保存樹木等に関する台帳)

第13条 市長は、保存樹木等に関する台帳を作成し、保存樹木等を指定したときは、これに登録しなければならない。

(団地の緑化)

第14条 規則で定める基準に該当する団地造成の施行者は、本市と協議のうえ、当該団地の緑化に努めなければならない。

(工場の緑化)

第15条 市長は、規則で定める基準に該当する工場を設置している者又は設置しようとする者に対し、当該工場内に緑地を確保し、又は樹木、花等を植栽するよう当該工場内の緑化に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

(緑化審議会)

第16条 市長の諮問に応じ、樹木の保全育成及び緑化の推進に関する重要事項を調査審議するため、徳島市緑化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。

3 前項の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 学識経験を有する者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前項の委員は、再任されることができる。

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

# ○徳島市緑化条例施行規則

昭和49年3月30日  
規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島市緑化条例（昭和49年徳島市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保存樹木等の指定基準)

第2条 条例第6条第1項の規定により規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 樹木については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特にすぐれていること。

ア 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1メートル以上であること。

イ 高さが10メートル以上であること。

ウ 株立ちした樹木で、高さが2.5メートル以上であること。

エ はん登性樹木で、枝葉の面積が20平方メートル以上であること。

(2) 樹木の集団については、次のいずれかに該当し、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特にすぐれていること。

ア その集団の存する土地の面積が300平方メートル以上であること。

イ 生けがきをなす樹木の集団で、その生けがきの長さが25メートル以上であること。

(保存樹木等の指定の申請)

第3条 条例第6条第2項の規定による保存樹木等の指定の申請は、保存樹木・保存樹林指定申請書（別記様式第1号）を市長に提出することにより行うものとする。

(保存樹木等の指定の通知)

第4条 条例第6条第3項の規定による保存樹木等の指定の通知は、保存樹木・保存樹林指定通知書（別記様式第2号）を保存樹木等の所有者等に交付して行うものとする。

(標識の記載事項)

第5条 条例第7条の規定により設置する標識には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 保存樹木等であることの表示

(2) 樹種

(3) 指定番号

(4) 市の表示

(5) 指定年月日

(届出)

第6条 条例第10条の規定による届出は、届出書（別記様式第3号）を市長に提出することにより行うものとする。

(保存樹木等の指定解除の申請)

第7条 条例第12条第3項の規定による保存樹木等の指定解除の申請は、保存樹木・保存樹林指定解除申請書（別記様式第4号）を市長に提出することにより行うものとする。

(保存樹木等の指定解除の通知)

第8条 条例第12条第4項の規定により準用する条例第6条第3項の規定による保存樹木等の指定解除の通知は、保存樹木・保存樹林指定解除通知書（別記様式第5号）を保存樹木等の所有者等に交付して行うものとする。

(保存樹木等に関する台帳)

第9条 条例第13条に規定する保存樹木等に関する台帳には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 指定番号

(2) 指定年月日

(3) 所在地

(4) 所有者等の住所及び氏名

(5) 保存樹木にあつては、樹種及び幹の周囲、高さ又は枝葉の面積

(6) 保存樹林にあつては、主要な樹種及び面積又は生けがきの長さ

(7) 位置図

(団地の緑化に関する基準)

第10条 条例第14条の規定により規則で定める基準は、面積が1万平方メートル以上の団地造成とする。

(工場の緑化に関する基準)

第11条 条例第15条の規定により規則で定める基準は、敷地面積が1,000平方メートル以上の工場とする。

(緑化審議会の会長及び副会長)

第12条 徳島市緑化審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第13条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、新たに委員が任命又は委嘱された後、最初に招集すべき審議会の会議は、市長が招集する。

(会議)

第14条 会議の議長は、会長をもつてあてる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(必要事項)

第15条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。